

携帯電話を用いた位置情報取得捜査に関する考察—

—「第三者法理」をめぐる議論を手がかりとして—

尾崎愛美^{†1}

概要：従来、米国連邦最高裁判所は、第三者に任意で公開した情報についてはプライバシーに対する合理的期待を有しないという考え方（いわゆる「第三者法理」）を採用してきた。第三者法理によれば、携帯電話使用者が第三者（通信事業者等）に対して提供した情報について、捜査機関がこれを収集することも可能となり得る。2018年4月現在、連邦最高裁では、この問題についての判断が下されようとしている。本稿では、関連判例・裁判例を概観しつつ、米国における第三者法理の展開と現状について分析する。

キーワード：携帯電話、位置情報、プライバシー、第三者法理

1. はじめに

スマートフォンには、我々の生活に関する膨大な情報が収集・蓄積されている。その代表的な例が、スマートフォンに搭載された各種センサーから取得される位置情報である。本稿では、携帯電話を用いた位置情報取得捜査におけるプライバシー保護の在り方について検討することにする。かかる検討を通じて、我々が直面している「デジタル時代」において、個人の「プライバシー」とはどのようなものを指すのかを探る一助としたい。

携帯電話を用いた位置情報取得捜査は、取得される位置情報の種類によって、GPS位置情報を取得する捜査（本稿では、このような捜査を「内蔵型GPS捜査」と称する）と基地局位置情報^aを取得する捜査（本稿では、このような捜査を「基地局位置情報取得捜査」と称する）に大別される。基地局位置情報取得捜査は、捜査機関が通信事業者のシステム端末を操作することにより現在・将来の位置情報を探索する捜査と、通信会社が保有する過去の位置情報の提供を求める捜査に分けられる。

この点、米国では、後者の捜査、すなわち、捜査機関が令状を取得することなく通信会社の保有する位置情報の提供を求めた捜査の適法性に関する下級審裁判例が散見されている。さらに、2018年4月現在、連邦最高裁判所に上告中の事案も存在する（*Carpenter v. United States* (Docket 16-402)以下、「*Carpenter* 判決」という）。本件は、捜査機

関が、通信事業者に対し、無令状で、複数の強盗事件への関与で有罪判決を受けた被告人の127日間分の位置情報の提供を要請したという事案である。被告人は、かかる捜査は第4修正の禁止する「不合理な捜索」にあたる主張したが、第一審及び控訴審は、携帯電話所有者である被告人は、通信事業者に任意で開示した位置情報について、プライバシーに対する合理的期待を有しないと判示した。下級審は、第三者に任意で公開した情報についてはプライバシーに対する合理的期待を有しないという考え方（いわゆる「第三者法理^b」）に依拠したものと考えられる。そこで、次章では、第三者法理の詳細について述べることにする。

2. 第三者法理の展開

2.1 前提—プライバシーに対する合理的期待基準

第三者法理は、*Smith v. Maryland* 判決^c（以下、「*Smith* 判決」という）において確立された、当該捜査が第4修正の「不合理な捜索」に該当するか否かという判断に用いられる基準の一種である。本件は、捜査機関が、無令状で、通信事業者に対してペン・レジスター（電話番号を記録する装置）を設置するよう要請し、これにより被告人が被害者宅に電話を掛けた事実が確認されたという事案である。

Smith 判決に先立って、連邦最高裁では、公衆電話ボックスの外部に装置を設置し、通話を傍受した行為は、「プライバシーの権利に対する侵害であり、第4修正のいう捜索・押収にあたる」と判示がなされていた（*Katz v. United States* 判決^d（以下、「*Katz* 判決」という））。さらに、*Katz* 判決補足意見は、第4修正の適用を受けるには、①プライバシーの主観的期待（個人がプライバシーの期待を現にも

^{†1} 株式会社 KDDI 総合研究所。
KDDI Research, Inc..

^a 基地局に係る位置情報には、個々の通信の際に利用される基地局の位置情報と非通信時においても基地局に送られる位置情報の2種類がある。総務省は、非通信時に取得される位置情報を「位置登録情報」と定義している。位置登録情報とは、移動体端末が着信等を行うために、移動体端末がどの基地局のエリア内に所在するかを明らかにするため、移動体端末がエリアを移動するごとに基地局に送られるほか、あるエリア内でも定期的に基地局に送られる情報をいう（総務省、緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会報告書、位置情報プライバシーレポート～位置情報に関するプライバシーの適切な保護と社会的利活用の両立に向けて～、p.6）。
http://www.soumu.go.jp/main_content/000303636.pdf

^b 中山代志子。政府による間接的情報収集—特に第三者を通じた情報収集に関する米国法理—連邦裁判所における Third Party Doctrine と電子的監視をめぐって。比較法学、2015、vol. 49, no. 2, p.99-148.

^c *Smith v. Maryland* 442 U.S.735 (1979).

^d *Katz v. United States*, 389 U.S. 347 (1967).

っていること)、及び、②プライバシーの客観的期待(そのプライバシーの期待が社会にとって合理的なものと認められるものであること)が必要であると指摘した(「プライバシーに対する合理的期待基準」)。

1967年のKatz判決の補足意見で述べられたにすぎなかったプライバシーの合理的期待基準は、1979年のSmith判決においてはじめて法廷意見に採用されたことになる。なお、これ以降の判例は、第4修正違反をめぐる判断において、プライバシーに対する合理的期待基準をメルクマールとするようになった。

2.2 第三者法理の構築—Smith判決

(1) プライバシーの主観的期待—限定的開披の法理

Smith判決法廷意見は、ペン・レジスターの設置および利用が、①プライバシーの主観的期待を有するものと認められるかどうかという点を判断するに際し、プライバシー性の高い情報についてはプライバシーの主観的期待が認められるが、プライバシー性の低い情報(外延情報)が開披されるにすぎない場合は、プライバシーに対する主観的期待を主張できないとの基準を示した(限定的開披の法理^e)。

「一般に、電話利用者は、電話番号にプライバシーの現実の期待を有しているとは思われない。なぜなら、電話利用者は、通話に当たって、自身の電話番号を通信事業者に伝えなければならない、市外電話については、請求書に通信記録が添付されているため、電話番号を記録する装置を通信事業者が有していることを承知しているはずである…仮に、多くの利用者が、ペン・レジスターが利用されていることを知らない場合であっても、ペン・レジスターが迷惑電話やわいせつ電話に対応するために使用されていることは周知の事実である。このように、電話利用者は、電話番号を通信事業者に通知しなければならない、通信事業者が電話番号を記録する装置(ペン・レジスター)を有しており、実際に通信事業者が正当な業務目的から電話番号を記録している、という事実を知っているものといえる。被告人は、自宅からの通電については、プライバシーの期待が認められてしかるべきであると主張するが、電話番号は、自宅と自宅以外を問わず、通信事業者に対して通知しなければならないのであるから、電話番号は、通話内容と異なり、電話を架けた場所の如何によってプライバシーの期待が認められるといった性質を有するものではない。」

(2) プライバシーの客観的期待—第三者法理

また、法廷意見は、United States v. Miller判決^f(以下、「Miller判決」という)を以下の通り引用し、電話番号には、②プライバシーの客観的期待は認められないとした。

「第三者に任意に提供した情報については、プライバシーの正当な期待が認められないというのが、当裁判所の一貫した意見である。Miller判決は、預金者が、銀行及びその従業員に対し、業務の範囲内で預金情報を任意に伝えた場合、預金者は、預金情報が政府に通報される危険を負っているため、かかる情報にはプライバシーの正当な期待は認められないと判示したものである。本件においても、被告人は、通信事業者に対し、通常の業務の範囲内で電話番号を伝えていることから、銀行預金者と同様の危険を負担するものと解され、電話番号にプライバシーの正当な期待を認めることはできない。なお、被告人は、通信事業者は、市内電話については料金請求書に電話番号を記録しないことから、市内電話の場合には電話番号にプライバシーの正当な期待が認められると主張する。しかし、市内電話であっても、通信事業者に電話番号を通知しなければならない、この場合も通信事業者側では電話番号を記録している。また、そもそも、市内電話と市外電話の場合とで、第4修正の保護の範囲が変容すると解されるべきではない。」
このように述べて、法廷意見は、ペン・レジスターの設置および利用は第4修正の「不合理な搜索」に該当しないと判示した。

(3) 反対意見における批判

これに対し、反対意見を執筆したスチュワート裁判官は、「電話番号は、個人の自宅ないしオフィスという、第4修正の保護を受ける場所で行われるプライベートな行為によって発せられる情報である。また、電話番号は内容に付随するものであり、電話番号が知られることにより、荷電した相手及びその相手の所在を容易に明らかにし、これにより、個人の生活の最も内面的な部分を明らかにするものである、したがって、電話番号には、会話同様、憲法の保護が及ぶものと考えべきである」と批判した。

また、マーシャル裁判官は、法廷意見は、「第三者に対し任意に情報を伝達したものは、その情報が政府に対して開示される危険をも引き受けたことを根拠に第三者法理を採用した」が、「このような危険の負担は、選択の余地があった場合にはじめて認められるべきものであり…通話のように、相手の番号を通信事業者に伝達せざるを得ない場合にまで適用すべきではない…電話利用者は、電話番号は通信事業者の営業目的のためにのみ記録されると期待するはずである」と批判し、第三者法理に反対した。さらに、マーシャル裁判官は、「プライバシーの期待が正当なものか否かは、個人が、開かれた自由社会で負わざるを得ない危険といえるか否かに基づいて判断されるべきである…そして、かかる判断は、第4修正及び第1修正上の利益を考慮して行わなければならない」との私見を述べている。

(4) 小括

^e 松代剛枝、監視型捜査手続の分析、日本評論社、2018、p47.

^f United States v. Miller, 425 U.S. 435 (1976).

Smith 判決法廷意見は、①プライバシーの主観的期待については、問題となるプライバシーの性質に着目し、捜査の対象が外延情報であったか否かという限定的開披の法理を判断基準として用いた上で、②プライバシーの客観的期待については、当該情報が第三者に任意に提供されたか否かという第三者法理に基づいて判断を行った。

スチュワート裁判官は、①について、電話番号は外延情報に当たらず、会話内容と同様、プライバシー性が高いものと認められて然るべきであると批判し、マーシャル裁判官は、②について、第三者法理は、個人に情報を提供するか否かの選択の余地があった場合にはじめて認められるべきものであるとして、第三者法理の適用範囲に制限を加えるべきであると批判した。だが、法廷意見はこれらの批判に対する直接の反論を呈示しなかった。法廷意見の判断枠組みは、ある種明確ではあるが、論理的な粗さを残すものであったといえよう。なお、下級審裁判例においては、通信事業者への情報の開示によってもプライバシーが減少することはないとの主張も見られたが、判例上、第三者法理は覆されることはなく現在に至っている。

2.3 第三者法理に対する問題提起—Jones 判決

(1) 事案の概要

近年、第三者法理は再考を迫られつつある。その契機となったのが、連邦最高裁としてはじめて装着型 GPS 捜査の適法性判断を行った、2012 年 1 月の *United States v. Jones* 判決^g（以下「Jones 判決」という）である。

Jones 判決の原審（*United States v. Maynard* 判決^h。以下、「Maynard 判決」という）は、「長期間の監視は、おそらく配偶者を除いて、誰も把握していないと期待する個人の詳細な生活像を明らかにする」ために、「一カ月にわたる行動に対する被告人のプライバシーの期待は社会にとって合理的なものとして認められ、そのような行動を監視する目的で GPS 追跡装置を使用することは、プライバシーの合理的期待を侵害する」として、本件捜査は第 4 修正の捜索にあたると判示した。

Maynard 判決が上記の結論を導くにあたって採用したのは、モザイク理論といわれる考え方である。モザイク理論は、「情報が集約され、個々の情報の相関関係が明らかになり、相乗作用が生じることによって、結果的に生成される情報のモザイクが、個々の情報の総体以上の価値を有する」という考え方を主眼とするものであって、GPS 捜査を通じて位置情報が収集される場面にモザイク理論を明示的に適用したものといえる。

(2) 最高裁の判断

g *United States v. Jones*, 132 S. Ct. 945, 565 U.S. ____ (2012).

h *United States v. Maynard*, 615 F.3d 544 (2010).

法廷意見は、「本件において、政府は、情報を収集する目的で物理的に私有財産を占有した。そのような物理的侵入は、合衆国憲法第 4 修正採択時に意図された『捜索』に該当する」と判示した。

補足意見を執筆したアリート裁判官は、「本件は、21 世紀の監視技術である GPS 追跡装置を使用して車両を監視したことが、合衆国憲法第 4 修正の禁ずる不合理な捜索および押収にあたるかどうかの判断が求められた。だが皮肉にも、法廷意見は 18 世紀の不法行為法に基づいて本件を判断することを選択した」として、法廷意見を批判した。他方、アリート裁判官はプライバシーの合理的期待基準もまた問題を抱えているとする。特に、「現在では、携帯電話やその他のワイヤレス機器がキャリアに利用者の位置を追跡し記録することを許している…これらのそしてその他の新たな機器の性能と利用が、通常人の毎日の行動についてのプライバシーの期待の範囲を形成していくことになるだろう」と述べる。そこで、アリート裁判官は、将来的には立法による解決が望ましいとつつ、「本件で我々が取るべき最良の方法は、既存の第 4 修正の理論を適用して、GPS 追跡の使用により合理的人間の予見可能性をこえる侵害が生じたかどうかを検討することである」と判示し、「このアプローチによると、公道における個人の行動を比較的短期間監視することは、我々の社会が合理的と認識するプライバシーの期待とは合致する…が、ほとんどの犯罪捜査において、長期間 GPS 監視装置を使用することはプライバシーの期待を侵害する」として、本件における長期間の監視は第 4 修正の禁ずる不合理な捜索にあたると判断した。

さらに、ソトマイヨール裁判官は、「GPS による監視は、個人の家族関係、政治的繋がり、専門家たちとの繋がり、宗教上の繋がり、そして性的関係の詳細を示すものであり、公的空間における行動の精確かつ広範な記録を作成する…政府に見られているかもしれないとわかれば、表現の自由や集会の自由に対する萎縮効果が生じる」と述べ、モザイク理論に親和的な見方を示した。しかしながら、Maynard 判決のように、明示的にモザイク理論を適用してはいないⁱ。

さらに、ソトマイヨール裁判官は、「個人が第三者に任意で公開した情報についてはプライバシーの合理的な期待を有しないという先例には再検討が必要であろう。このアプローチは、個人が、日常生活を送るにあたり、自分自身に関する大量の情報を第三者に公開しているデジタル時代にはそぐわない」と指摘した。かかる指摘は、第三者法理

i スマートフォン内のデータに対する無令状捜索の合憲性が問われた *Riley v. California* 判決 (*Riley v. California*, 134 S. Ct. 2473 (2014)). 以下、「Riley 判決」という.) は「多くの種類のデータが組み合わせられることにより、個々のデータから判明するデータより遥かに多くのデータを明らかにし、たとえ一種類のデータであっても、過去を遡ることによって個人のプライベートな生活の概要を再構成することもできる」と述べる。このような考え方はモザイク理論と近似するが、同判決も Jones 判決補足意見同様、モザイク理論という言葉を用いてはいない (*Ric Simmons, The Missed Opportunities of Riley v. California*, 12 OHIO ST. J. CRIM. L. 253 (2014-2015)).

の是非を問うものに他ならないものであったが、同裁判官は、「本件においてこれらの難しい問題を解決する必要はない」として、法廷意見に同意した。

Jones 判決と前後して、米国では、内蔵型 GPS 捜査ないし基地局位置情報取得捜査に関する下級審裁判例が相次いだ。これらの裁判例は、このような捜査を通じて取得される位置情報は通信事業者に任意に提供されたものではないとして、第三者法理の適用を否定するもの、第三者法理の適用を肯定するものに分かれており、最高裁判決による決着は未だ見られない（2018年4月現在）。

3. Carpenter 判決

この点、捜査機関が令状を取得することなく通信会社の保有する位置情報の提供を求めた捜査の適法性に関する裁判例の内、2018年4月現在、連邦最高裁判所に上告中の事案が存在する（Carpenter 判決）。本章では、第三者法理との関係を中心に、Carpenter 判決の検討を行うことにする。

3.1 事案の概要

被告人ティモシー・カーペンターは、共犯者らと共に、2年間にわたり、武装強盗を繰り返したとの容疑で、2011年に逮捕・起訴された。本件において、被告人は、共謀の首謀者として、銃器の提供や見張り、強盗開始の合図を行ったとされた。共謀者の内1名は、犯行を告白し、被告人ら16名分の電話番号を捜査機関に提供した。そこで、捜査機関は、起訴を裏付ける証拠を得る目的で、被告人が犯行当時に犯行現場周辺にいたかどうかを確かめるために、18 U.S.C. § § 2701-2712（Stored Communications Act, 以下、「SCA」という）に基づいて裁判所命令を得た上で、通信事業者（MetroPCS 社）に対し、被告人の基地局位置情報（具体的には、入電・架電時の通話開始および通話終了時点での基地局位置情報）の提供を求めた。裁判所命令を得るには、「reasonable suspicion（合理的な疑い）」を明らかにすれば足り、令状のような「probable cause（相当の理由）」は必要とされていない。

MetroPCS 社は、捜査機関に対し、計 127 日間分、1 万 2898 カ所の位置情報を提供した。なお、Sprint 社も、被告人がローミング利用した 7 日間分の位置情報を提供した。これらの情報から、被告人の携帯電話が、犯行当時、犯行現場の 1.5~2 マイルの範囲内に存在していたことが明らかとなり、被告人は有罪判決を受けた。

被告人は、無令状で、携帯電話利用者の動向を把握するに足る、127 日間分の基地局位置情報を検索・押収することは、第 4 修正違反にあたる主張したが、第一審は、基地局位置情報は、通信事業者が保有する「business record（業務記録）」にすぎず、第 4 修正の保護の対象とはならないと判示した。

控訴審もまた、基地局位置情報は通信事業者の保有する業務記録であって、政府がこれを取得したとしても、通話の内容を把握したことにはならないとした。さらに、携帯電話利用者は、通話時に最寄りの携帯基地局に対して位置情報を送信することによって自身の位置を曝しており、通話時に通信事業者が基地局位置情報を正当な業務の一環として記録していることを承知しているはずであるとも述べている。

控訴審は、本件は Jones 判決のような GPS 捜査の事案ではないことを指摘した上で、GPS のような正確なデータは、Jones 判決補足意見においてソトマイヨール裁判官が指摘したように、「ストリップクラブや刑事弁護士事務所、時間制モーテル、労働組合、モスク、シナゴーク、教会のような場所」への移動履歴を明らかにし得るが、正確性という点で GPS に劣る基地局位置情報にはそのような恐れはないとした。また、本件は、スマートフォン内の大量のデータの無令状検索・押収が問題となった Riely 判決とは事案が異なると指摘している。

3.2 検討

控訴審は、先例である Smith 判決において電話番号にプライバシーの期待が認められなかったのと同様の理由により、基地局位置情報にはプライバシーの期待は認められないと判示した。すなわち、Smith 判決は、プライバシーに対する合理的期待基準を判断枠組みとして採用するにあたり、2 つの審査基準（①プライバシーの主観的期待が認められるか、②プライバシーに対する客観的期待が認められるか）を擁するが、本判決は、Smith 判決の枠組みに従い、基地局位置情報は、①携帯電話利用者が通信時に通信事業者に送信し、通信事業者が保有する業務記録（外延情報）にすぎないことから、プライバシーの主観的期待は認められないとした上で、②携帯電話利用者が通信事業者という第三者に提供した情報であることから、プライバシーの客観的期待も認められないとしたものと考えられる。

このようにみると、基地局位置情報は、電話番号とほぼ同様の性質を有しているようにも思われる。しかしながら、基地局位置情報は、GPS 位置情報のように正確とはいえないとしても、本件において取得された 127 日間分の基地局位置情報を統合すれば、Jones 判決補足意見（ソトマイヨール裁判官執筆）のいうところの、一般に他人に拠点を知られたくない場所への移動履歴を明らかにすることは不可能ではない。なお、上告審において、被告人の弁護人を担当するアメリカ自由人権協会（ACLU）のウェスラー弁護士もまた、「携帯電話の位置情報履歴から、我々の私生活に関わる無数の個人情報明らかになる」旨、主張している。このような、モザイク理論、ないしモザイク理論的なアプローチに拠った場合、GPS 位置情報と基地局位置情報とを

区別するという控訴審の判断手法には問題が生じることとなろう。その場合、下級審判決のように、基地局位置情報を単なる外延情報とみること自体にも疑義が生じるように思われる。

また、仮に基地局位置情報を外延情報とみた場合であっても、本判決において第三者法理の適用することには問題はないだろうか。この点、Smith 判決において、個人に情報を提供するか否かの選択の余地があった場合にはじめて認められるべきものであるとして、第三者法理の適用範囲に制限を加えるべきであるとの反対意見（マーシャル裁判官執筆）が付されていた。そして、Smith 判決、さらには、その後の最高裁判決においても、かかる批判に対する再反論は加えられていない。携帯電話を利用する上で不可避免的に提供されるという基地局位置情報の性質に鑑みれば、本件においても、情報の提供という点に関して、携帯電話利用者に選択の余地は認められていないといえる。そうであれば、本件は、第三者法理の適用の範囲を超えたものと言わざるを得ない。

3.3 口頭弁論

2017年11月29日、連邦最高裁において、Carpenter 判決の口頭弁論が行われた。Jones 判決において、第三者法理に疑義を呈したソトマイヨール裁判官は、「ほとんどのアメリカ人は、『ビッグ・ブラザー』のような状況避けたいと思っているのではないか…国民が、いつ、どこにいるのかを監視し、特定できる権限を、政府が持つという状況は避けたいだろうと考えるのではないか」と指摘した。

また、議論の内容は、基地局位置情報にとどまらず、スマートフォンに代表される新たなテクノロジー、そして、そのようなテクノロジーが生成するデジタル・データに及んだ。被告人代理人のウェスラー弁護士は、「スマートフォン上のグーグル検索履歴、オンライン上で全てのウェブ閲覧履歴、さらには、医療情報や不妊治療の追跡データなどが危険にさらされるおそれがある」と主張した。これに対し、Jones 判決法廷意見の判断枠組みを18世紀への回帰であると批判したアリート裁判官は、「新たなテクノロジーは、プライバシーに関する重大な懸念を引き起こしているが…我々は、どれくらいの数の判例を覆すべきか、ないしは時代遅れであることを宣言しなければならぬのかを把握しておく必要がある」と述べて、第4修正に関する先例の変更、及び、新たなルールの形成の可能性を示唆している。たとえば、アリート裁判官は、「なぜ、携帯電話の位置情報が、とりわけ多くの人々が現金を使用しない現代社会において、銀行記録よりもセンシティブだと言えるのか？ その理由は、携帯電話の位置情報から物品の購入記録や所在地が分かるだけでなく、それ以外の極めてセンシティブになり得る情報も開示することになるからである」として、Smith 判決や Miller 判決といった第三者法理に依拠した先例と本

件との相違点を強調する。ロバーツ裁判官（連邦最高裁長官）もまた、携帯電話を利用するという行為において、利用者が、通信事業者に対し、自身の個人情報を任意に提供するという判断が含まれると考えるのは、現実的ではないと主張した。

他方、2016年に死去したスカリア裁判官の後任として、新しく最高裁判事に任命されたゴーサッチ裁判官は、原意主義的な立場から、基地局位置情報を含めたデジタル・データを個人の財産とみなす財産法的アプローチを採用しようとしている。

先例の変更、及び、新たなルールの形成は困難を極めるものと予想されるが、2018年中に下される最高裁判決においては、デジタル時代に対応したプライバシーの保護のあり方に関する一つの方向性が提示されることとなろう。

4. おわりに

これまで述べてきたように、通信事業者のような第三者に対する基地局位置情報の提供と捜査機関に対する情報の提供は、当該情報を保有する人間にとってはイコールではない。私見は、第三者法理そのものの見直しを求めるものではないが、少なくとも、本件において第三者法理を適用すべきではないと考える。ソトマイヨール裁判官による「個人が第三者に任意で公開した情報についてはプライバシーに対する合理的な期待を有しないという最高裁の先例は、再検討が必要である」という指摘は、正鵠を得たものであるといえよう。

参考裁判例等

- [1] United States v. Powell, No. 14-2506 (6th Cir. Feb. 6, 2017).
- [2] United States v. Carpenter, 819 F.3d 880 (6th Cir. 2016).
- [3] United States v. Carpenter, Oral Argument Transcript, available at https://www.supremecourt.gov/oral_arguments/argument_transcripts/2017/16-402_3f14.pdf

参考文献

- [1] 石井夏生利. 個人情報保護法の現在と未来. 勁草書房, 2014, p. 74-77.
- [2] 山本龍彦. プライバシーの権利を考える, 信山社, 2017.
- [3] 稲谷龍彦. 刑事手続におけるプライバシー保護—熟議による適正手続の実現を目指して—, 弘文堂, 2017.
- [4] 指宿信編. GPS 捜査とプライバシー保護: 位置情報取得捜査に対する規制を考える, 現代人文社, 2018.
- [5] 清水真. 捜査手法としての GPS 端末の装着と監視・再論. 明治大学法科大学院論集, 2013, vol. 13, p. 163.
- [6] 小向太郎. ビッグデータと捜査機関との情報共有. 入門・安全と情報. 成文堂, 2015, p. 85.
- [7] 宍戸常寿. 安全・安心とプライバシー. 論究ジュリスト, 2016, vol. 18, p. 54.
- [8] 松代剛枝. GPS 及び携帯電話による位置情報取得捜査. 浅田和茂先生古稀祝賀論文集下巻. 成文堂, 2016, p. 39.
- [9] 緑大輔, 高平奇恵, 尾崎愛美, 斎藤司, 三島 聡. 特集 GPS 装置による動静監視. 季刊刑事弁護, 2017, vol. 89, p. 92.
- [10] 尾崎愛美. 位置情報取得捜査に関する法的規律の現状と課題

(特集 監視型捜査手法の新展開 : GPS 捜査判決を契機として
[最高裁平成 29.3.15]), 自由と正義, 2017, vol. 68, no. 10,
p22-28.

- [11] Orin S. Kerr, The Mosaic Theory of the Fourth Amendment, 111 MICH. L. REV. 311 (2012).
- [12] Christopher Slobogin, Making the Most of United States v. Jones in a Surveillance Society: A Statutory Implementation of Mozaic Theory, 8 DUKE L. & PUB. POL'Y 1, 16-32 (2012).